

日社福士2013-199

2013年8月7日

法務省

民事局長 深山 拓也 様

社団法人 日本社会福祉士会

会長 鎌倉 克英

成年後見登記について（要望）

社団法人日本社会福祉士会（以下、「本会」という。）は、高齢者・障害者等の権利擁護が社会福祉士の責務であるとの認識の下、2000年度の成年後見制度の施行後に全国の都道府県社会福祉士会とともに「権利擁護センターぱあとなあ」を設置し、成年後見制度の利用相談や、成年後見人候補者の養成を行い、家庭裁判所等関係機関と連携をはかり社会福祉的ニーズをもつ被後見人等への積極的な受任と受任者へのサポートなどの体制整備を進めてきております。

現在、ぱあとなあ名簿登録者は2013年1月末で約6,000人、受任件数は約12,000件となっています。親族ではない第三者成年後見人等が抱えるいくつかの課題がありますが、その中の一つである「成年後見人等の自宅住所が登記される」ことについて下記のとおり要望します。

1. 要望事項

- ①社会福祉士が登記できる住所地を自宅以外にも選択できる運用を行って頂きたい。
- ②本件を含め成年後見活動に関して本会と定例的な協議の場を設けることを検討頂きたい。

2. 理由

- ① 国においては、2012年の老人福祉法の改正など、地域における成年後見制度の活用のための基盤づくりの強化を打ち出しており、市町村における市民後見人育成等のモデル事業においても社会福祉士が果たす役割は大きなものがあると受けとめているところです。
- ② 社会福祉士の受任は、身寄りがいない方、低所得であり生活が困窮している方、罪を犯した障害者など地域のなかで尊厳を保ち生活をしていくことが困難な状況にある方々に

ついでに受任要請が年々増加しています。

- ③ これらの方々の成年後見人等を受任するなかで、登記事項証明書から後見人の自宅住所が把握され、被後見人や被後見人の親族等の関係者から、常軌を超えた頻度や内容で接触を試みられることが生じています。例えば、早朝深夜に訪ねて来る、日中であっても他の業務を妨害されるほどの対応を迫られる、何十人分もの宅配食品を勝手に注文されるなどの被害が実際に起きております。そのことで成年後見人等を受任した社会福祉士の心身状態が悪化し、辞任せざるをえなくなるという事態も起きております。
- ④ 弁護士においては、法務局との協議の結果、成年後見人の住所変更登記における登記の事由を証する書面を提出することで、事務所住所での登記が可能となっていると聞いています。
- ⑤ 社会福祉士においても一部の家庭裁判所で同様の処置をとられていますが、多くの家庭裁判所においては、選択の余地がないままに自宅の住所が登記されます。上申書を提出することで、自宅外に登記されることも可能になることもありますが、上申書を提出しても裁判官が判断するまでに一定程度の時間が経過し実務に支障が生じる場合や結果として認められない場合もあります。
- ⑥ 以上の理由から、社会福祉士であっても、登記できる住所地を自宅以外にも選択できる運用を行っていただきたく要望いたします。

以上